

兵庫県公報

令和4年3月8日 火曜日 第291号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和5年度兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科の入学試験の実施（高齢政策課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 国土調査の成果の認証（同）	3
○ 林業種苗生産事業者の登録の失効（林務課）	4
○ 平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部 改正（水産課）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	7
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	7
○ 神戸国際港都建設道路事業の認可（道路街路課）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 土地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）	8
○ 平成17年兵庫県告示第784号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（建築指導課）	8
○ 平成22年兵庫県告示第24号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正 （同）	26
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局）	32
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	32
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	32
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	33
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	34
○ 同 上（同）	34
正 誤	
○ 令和3年11月30日付け兵庫県公報第3号外中	34

告 示

兵庫県告示第260号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、令和5年度兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科入学試験を次のとおり実施する。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験期日、試験科目等

募集人員	修業年限	受験資格	試験期日	試験科目
推薦 20人程度	2年	次の全てに該当する人 1 県内の高等学校又は中等教育学校を令和5年3月卒業見込みで当該学校長が推薦した人及び県内の専修学校高等課程を	令和4年10月27日（木） 午前10時30分から	1 小論文 2 面接

		令和5年3月卒業見込みの人のうち技能連携制度により高等学校卒業資格が付与される見込みで当該学校長が推薦した人 2 調査書の評定平均値が3.0以上の人 3 合格した場合、必ず本学院に入学する人		
一般 (第1回) 10人程度	2年	学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和4年11月26日(土) 午前10時30分から	1 小論文 2 面接
一般 (第2回) 10人程度	2年	学校教育法第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和5年1月22日(日) 午前10時30分から	1 小論文 2 面接
一般 (第3回) 若干名	2年	学校教育法第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和5年3月18日(土) 午前10時30分から	1 小論文 2 面接

2 試験場所

神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科において、令和4年4月28日(木)から令和5年3月9日(木)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(普通為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間(いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

区分	提出期間
推薦	令和4年10月3日(月)から同月13日(木)まで
一般(第1回)	令和4年10月28日(金)から同年11月17日(木)まで
一般(第2回)	令和4年12月16日(金)から令和5年1月12日(木)まで
一般(第3回)	令和5年2月10日(金)から同年3月9日(木)まで

(3) 提出先

〒650-0004 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

(4) 受験料

18,000円(普通為替)

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

電話(078)361-4001



兵庫県告示第261号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

本郷土地改良区

就任役員

役員
の区分
理事

氏名
橋本松男

住所
丹波篠山市本郷15番地1



兵庫県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員
の退任の届出があった。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

五斗長土地改良区

退任役員

役員
の区分
理事

氏名
池本正義

住所
淡路市黒谷732番地

加古川市北部土地改良区

退任役員

役員
の区分
監事

氏名
清田康之

住所
加古川市上荘町小野967番地



兵庫県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区
の定款の変更を認可した。
令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
葡萄園池土地改良区	令和3年12月21日



兵庫県告示第264号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり
国土調査の成果を認証した。
令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称
姫路市
- (2) 調査を行った期間
平成27年7月から令和3年2月まで
- (3) 成果の名称
姫路市安富町（名坂の一部（第1地区））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
姫路市安富町名坂の一部
- (5) 認証年月日
令和4年2月24日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成30年10月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称

赤穂市東有年の一部②地区の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
赤穂市東有年の一部
- (5) 認証年月日
令和4年2月24日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成27年7月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市福良乙15（福良乙の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市福良乙の一部
- (5) 認証年月日
令和4年2月24日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和元年6月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市倭文長田5（倭文長田・倭文庄田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市倭文長田及び倭文庄田の各一部
- (5) 認証年月日
令和4年2月24日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
令和元年7月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
淡路市大谷1の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
淡路市大谷
- (5) 認証年月日
令和4年2月24日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
加古郡播磨町
- (2) 調査を行った期間
令和元年6月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
播磨町野添の一部（土山駅前地区－2）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
加古郡播磨町野添の一部
- (5) 認証年月日
令和4年2月24日



兵庫県告示第265号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したため失効した。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 養成	幼苗以 外の苗 木養成	
洲20号	廣田昌美 淡路市黒谷955			○	○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ



兵庫県告示第266号

平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部を次のように改正する。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第104条第2号に掲げる漁業の塩田区域（津名漁業協同組合の地区のうち塩尾、下司及びびりの区域）の項

中
「

1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
2 総トン数3トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
3 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業
4 総トン数20トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業
5 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用してさよりをとることを目的とする漁業
6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であつて、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
7 網漁具を定置して営む漁業

を
「

1 船びき網を使用して営む漁業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
2 船びき網を使用して営む漁業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
3 総トン数3トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
4 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業

5 総トン数20トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業
6 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用してさよりをとることを目的とする漁業
7 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から6までに掲げる漁業以外の漁業
8 網漁具を定置して営む漁業

に改める。



兵庫県告示第267号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
長田産業株式会社
宍粟市山崎町千本屋 215 番地
代表取締役 長 田 伊知朗
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
長田産業株式会社
宍粟市山崎町千本屋215番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	14号ハ 分離施設	
能	力	320 L	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 1 箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	3.5~4.5	3.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7,000	8,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5,000	6,000

最大の値	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	4,000	5,000
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		5	6

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年3月8日から同月29日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び宍粟市市民生活部生活衛生課



兵庫県告示第268号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定を解除する区域

令和3年11月2日兵庫県告示第1152号により指定した区域（伊丹市昆陽池一丁目99番1及び99番7の各一部）の全部

2 特定有害物質の名称

砒素及びその化合物

3 汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去



兵庫県告示第269号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、令和4年3月8日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類	路線名	区間	指定の部分	備考
主要地方道	三田後川上線	三田市大原字上野ヶ原1323番24から 同 市志手原字滴谷736番3まで	上下線	



兵庫県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.5.85号 東山菊水線

3 事業施行期間

令和4年3月8日から令和10年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
神戸市兵庫区湊川町9丁目、菊水町9丁目及び10丁目地内
- (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年3月8日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年3月8日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 本郷東浜谷線	丹波篠山市火打岩字畑山267番129から 同 市火打岩字畑山267番78まで	旧	6.0から 12.0まで	200.0	
		新	6.0から 13.0まで	200.0	



兵庫県告示第272号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、太子町JR網干駅西南土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組合の名称 太子町JR網干駅西南土地区画整理組合
事務所の所在地 揖保郡太子町東南51番地1
設立認可の年月日 平成24年11月6日
- 2 解散認可の年月日
令和4年3月8日



兵庫県告示第273号

平成17年兵庫県告示第784号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

表（たつの市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（たつの市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表 第3の該当区分	区域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
	たつの市新宮町香山字平見、字家氏、字東河原、字川端、字西ノ山、	平成27年兵庫県条例第	

香山地区 条例別表第3の3 の項	字前田、字宮ノ下、字中筋、字中河原、字前河原、字寺垣内、字西河原、字北山ノ下及び字北山の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
上笹地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町上笹字上河原、字村之前、字宮ノ元、字山ノ下、字丁畑ケ下、字東川原、字中筋及び字西川原の各一部並びに新宮町吉島字北向河原及び字南河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
下笹地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町下笹字北所、字南所、字唐木、字安田、字久保田及び字丁田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
吉島地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町吉島字荒神成、字狸石、字山ノ神、字石ケ坪、字日焼、字下河原及び字上河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
吉島地区 条例別表第3の5 の項	たつの市新宮町吉島字日焼の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成20年3月25日
下野地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町下野字上ノ山、字山ギハ、字宮ノ前、字北畑、字出口、字下河原、字西河原、字大森、字中道及び字砂田の各一部、新宮町新宮字池ノ端の一部並びに新宮町吉島字大森及び字日焼の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
宮内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町宮内字出口、字中坪、字山田、字経蔵前、字薬師垣内、字風呂屋垣内、字竹ノ下、字常吉、字宮山、字惣作、字茅場、字西山及び字内林の各一部並びに新宮町吉島字沖田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
曾我井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町曾我井字山ノ神、字鍋田、字前田、字尾子田、字山ノ端、字南垣内、字高河原及び字北山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
東町地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町新宮字向畑及び字城谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
平野地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町平野字大町、字高町、字観音田、字横井、字出口、字野間、字前川原、字流、字門田、字荒神山、字奥畑、字清水ノ元及び字西畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
大屋地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町大屋字丁畑ケ、字辻ノ坊、字西垣内、字東垣内、字上梅ケ坪、字年宗、字西柳森及び字柳森の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日

芝田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町芝田字西山、字辰ノ口、字東河原、字東垣内及び字西垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
市野保地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町市野保字星ノ山、字中ノ坪、字墓ノ内、字藪ノ下、字定共、字居垣内及び字山田の各一部並びに新宮町段之上字川ノ上及び字溝又下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
馬立地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町馬立字井戸、字鬼河原、字加斎及び字古垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
越部中央地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町段之上字川ノ上、字梅垣内、字苧ノ下及び字北河原の各一部、新宮町井野原字高田、字中泓、字繁昌、字石那田、字越前、字竹端及び字下向川原の各一部、新宮町中野庄字為附、字天神、字中溝、字中請及び字柳原の各一部、新宮町仙正字清水田、字河原田、字霜月田、字宮ノ前、字三十代、字宮ノ西、字前田及び字花河原の各一部、新宮町北村字前田、字梅原、字極付及び字垣内の各一部、新宮町下野田字天満、字東大佐、字大佐、字中ブケ及び字向川原の各一部、新宮町船渡字大唐田、字鳥帽子町、字明河原、字四ノ宮、字新田、字北垣内及び字西河原の各一部、新宮町鶯崎字西川原、字大上金、字淖、字土井後及び字天満の各一部並びに新宮町佐野字一町歩、字北中嶋、字西ノ窪、字西河原、字前河原及び字南中島の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日 (平成28年3月15日)
	たつの市新宮町中野庄字中溝及び字中請の各一部並びに新宮町船渡字鳥帽子町、字明河原、字新田及び字北垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
朝臣地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町朝臣字オノ木、字庄ノ内、字朔日田、字樋ノ口、字山田ノ前、字大覚寺、字加家、字北ノ防、字堤添、字浅地、字庵ノ原、字辻、字萬燈、字山田ノ上、字宮ノ上、字上ノ山及び字妙泰の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
岩見地区 条例別表第3の3	たつの市御津町岩見字下前田、字出口、字前田、字西畑、字ヲサル、字中新田、字鍵町、字源次郎、字八講田、字横田、字東立通、字西立通、字福田、字池田、字玉ノ上、字東ノ町、字中谷、字西大門、字西谷、字東ノ前、字カイノモト、字立箴、字神ノ木、字上ノ山、字東溝ヶ谷、字	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日

の項	藪ノ内、字西溝ヶ谷、字北峠、字東家ノ上、字西家ノ上、字家ヶ浜、字浜屋敷、字蛭子ノ本、字南峠、字奥ノ池、字宮ノ下、字向イ、字清水、字南新田、字池尻及び字新地の各一部並びに御津町室津字七曲りの一部で別図に示す区域		
釜屋地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町釜屋字寅浜新田、字西寅浜新田、字北浜新田、字掛下り及び字南新田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
黒崎地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町黒崎字福德、字前田、字北前田、字南居屋敷、字東浜黒、字北居屋敷、字東塩浜、字北塩浜、字西塩浜、字中塩浜、字南塩浜、字西浜、字南西浜、字西新田、字切戸、字浜之内、字綾部下、字唐崎、字向山、字萬燈、字池ノ上、字狭間谷、字池ノ戸、字武山、字東武山、字磯浦、字折敷谷、字綾部及び字基山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日 (平成26年9月30日)
	たつの市御津町黒崎字北前田、字東浜黒、字南塩浜、字折敷谷及び字南西浜の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成26年9月30日
苧屋地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町苧屋字桜垣内、字菰田、字裏ノ田、字前新田、字子畑、字新田川原及び字成山新田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
中島地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町中島字岩崎、字戌亥田、字磨谷、字八反田、字石ヶ坪、字博塚、字南山、字丁田、字藤ノ木、字前田、字上吉気、字下吉気、字横枕、字西前田、字本無、字鍵田、字下山王、字南吉気及び字上山王の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
碓岩地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町碓岩字ウツ輪、字赤坂、字前山、字落町、字北下モ、字北畑、字北山、字砂田、字塚黒、字西畑及び字東畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日 (平成20年7月8日)
室津地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町室津字壱町目、字貳町目、字三町目、字四町目、字五町目、字六町目、字七町目、字八町目、字二ノ丸、字城山、字日和山、字藻振、字燈籠堂、字長浜、字城ノ越、字池ノ浜、字正法寺山、字辨天ヶ端、字奥長老ヶ谷及び字大浦の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
北龍野地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町北龍野字坂及び字的場の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

島田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町島田字小那田、字長 畦、字廣道、字川ノ上、字宝満、字 飼野辺、字高田、字土井、字鳩ヶ獄 及び字下山根の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
片山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町片山字三味谷及び 字川向の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
中井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町末政字川向新田の 一部並びに龍野町中井字蛇死ヶ端、 字西垣内、字大畦、字川添、字桑ノ 木、字中垣内、字東垣内、字奥垣内、 字大門、字鎌鼻及び字木ノ元の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成25年9月27日)
	たつの市龍野町中井字蛇死ヶ端及 び字大畦の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成25年9月27日
中井地区 条例別表第3の5 の項	たつの市龍野町中井字木ノ元、字鎌 鼻及び字池ノ下の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の6の 項に規定する建築物	平成25年9月27日
堂本地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町堂本字大フケ、字御 名、字乗屋敷、字丁田、字板田及び 字鎌土の各一部並びに龍野町小宅 北字大町の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
四箇地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町四箇字溝越、字カラ カラ、字久保田、字川田、字西ノ口、 字グロ町、字石原、字弥市郎田、字 戎前及び字構前の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
小神地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町小神字上楽寺、字辻 ノ堂及び字塚原の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
中垣内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町中垣内字平木、字鍋 コ、字長坂、字水谷、字宮ノ前、字 馬場、字井関、字高田、字平見、字 上井ノ口、字西口、字上中垣内、字 岩神、字水坂、字山根、字谷、字景 雲寺、字東垣内、字恩徳寺垣内、字 前田、字重蓮寺、字中坪、字天神及 び字東山の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市揖西町中垣内字景雲寺及 び字重蓮寺の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成28年3月15日
清水新地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町清水新字浄證寺垣 内、字池ノ下及び字塚原の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市揖西町清水新字池ノ下及 び字塚原の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成28年3月15日

清水地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町清水字清水浦、字清水垣内、字柳垣内及び字柳ノ前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
佐江地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町佐江字池ノ上、字堂場垣内、字カジヤ、字紺屋ノ前、字東川原、字アヅマ田、字妙見及び字下新田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
前地地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町前地字塚本、字大附及び字三反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
北山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町北山字時門、字松ノ本、字中ノ町、字椿及び字石ヶ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
竹万地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町竹万字恵連寺、字六反田、字藪下、字上井度之内、字道毛垣内、字澤ノ前、字下井度之内、字東丸山、字打越及び字流田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
田井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町田井字朝風、字真土、字池ノ下、字川原田、字荒神町、字沢淵及び字ヒスの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
構地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町構字大谷、字西門、字前田、字畑田、字柳原、字山北、字万所垣内、字千成、字九反田、字神田及び字大坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
新宮地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町新宮字奥條、字上條、字下シ、字西條、字西口、字名淵、字伊飼、字東條、字開元、字古屋敷、字千條寺、字火ノ坪、字天満池、字天神山、字カケウシ、字堂ノ下、字下タノ川、字東光寺、字オノ木及び字越前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
小犬丸地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町小犬丸字スワト、字中ノ谷、字蛇谷、字佐水、字増井田、字大行、字大谷、字中谷、字宿垣内、字落合、字中谷奥山、字大道ノ上、字遠殿脇、字森元、字ソウスイ及び字奥山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
長尾地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町長尾字奥、字垣ノ内、字馬場、字川端、字堂ノ前、字垣ノ外、字五反田、字トガハナ、字サヨミサ、字神田、字トウゴ及び字平田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
長尾地区 条例別表第3の5 の項	たつの市揖西町長尾字竹ヶハナ及び字平田山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成28年3月15日

長尾地区 条例別表第3の6 の項	たつの市揖西町長尾字出合の一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の 項に規定する建築物	平成28年3月15日
北沢地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町北沢字池ノ上、字西 ノ上、字中ノ上、字道ノ上、字追谷 口、字西ノ前、字前田、字大道、字 時免及び字大門の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
住吉地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町住吉字神戸山、字今 池、字壹反田、字胡麻谷、字前畑、 字田中、字能力、字横田、字住吉谷、 字出口、字石橋、字丸山及び字壹町 田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
尾崎地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町尾崎字北ノ口、字丸 町、字前田、字中屋敷、字二反子、 字三反田、字南屋敷、字堂谷、字飯 田、字杉ノ前、字下久、字柳、字明 田及び字池ノ上の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
小畑地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町小畑字半田、字東垣 内、字一町田、字岡、字西ノ裏及び 字池ノ下の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
竹原地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町竹原字友ヶ谷、字幸 方、字山ノ神、字山王、字竹原、字 竹原ノ上、字谷川本、字寺ヶ谷、字 馬場ノ前、字寺坂ノ本、字林ノ下、 字奥ノ谷、字上オノ木、字下オノ木 及び字播磨塚の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
竹原地区 条例別表第3の5 の項	たつの市揖西町竹原字友ヶ谷及び 字乙友ヶ谷の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の6の 項に規定する建築物	平成28年3月15日
土師地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町土師字平ブリ、字東 へブリ、字一ノ谷、字大陣原及び字 清水川の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
		(幹線道路活用型) 1 建築することがで きる建築物は、次に 掲げる事業(業種は 日本標準産業分類に よる業種とし、建築 基準法(昭和25年法 律第201号。以下「法」 という。)別表第2 (る)項第1号に掲 げる事業を除く。)を 営む工場とする。	

<p>土師・小畑地区 条例別表第3の5 の項</p>	<p>たつの市揖西町土師字梶ヶ谷の一部及び揖西町小畑字亀ヶ坪の一部で別図に示す区域</p>	<p>(1) 食料品製造業 (2) 飲料・たばこ・飼料製造業 (3) 繊維工業 (4) 木材・木製品製造業 (5) パルプ・紙・紙加工品製造業 (6) プラスチック製品製造業 (7) ゴム製品製造業 (8) 窯業・土石製品製造業 (9) 鉄鋼業 (10) 非鉄金属製造業 (11) 金属製品製造業 (12) はん用機械器具製造業 (13) 生産用機械器具製造業 (14) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (15) 電気機械器具製造業 (16) 輸送用機械器具製造業 (17) その他の製造業 2 倉庫（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。） 3 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するもの又は倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供するもの 4 前3項の建築物に附属するもの</p>	<p>平成28年3月15日 (令和4年3月8日)</p>
<p>南山地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市揖西町南山字杉ノ前及び字高屋の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>

龍子地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町龍子字古木山、字北畑、字土井、字向山、字鳥坂及び字堂ノ奥の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
山下地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町山下字川田、字堂ノ本、字五反田、字惣徳、字京田、字三反田、字前田及び字石金の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
山下地区 条例別表第3の6 の項	たつの市揖保町山下字三反田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成28年3月15日
中臣地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町中臣字城ノ下、字太郎兵衛田、字藪ノ本、字ロクテン、字五反田、字成平、字溝添、字蓮宇寺、字八反田、字當作、字本願寺、字熊城、字長南垣内、字ゲンヤ、字市場、字薬師、字池頭、字堂田、字青木、字下高関、字東川原、字鳥居本、字亀田、字大川田、字構之内、字高関、字酒井川、字井戸ノ本、字瓦田、字今熊ノ本弓指、字蔵屋敷、字池田、字山崎、字尾畑、字宮ノ下、字川原田、字スベリ石、字三反田及び字中町の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
揖保上地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町揖保上字菩提、字中屋敷、字若宮、字東河原、字寺垣内及び字南川の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
揖保中地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町揖保中字北條、字野上、字南條及び字東川原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
		(地域産業発展型) 1 建築することができる建築物は、次に掲げる事業（業種は日本標準産業分類による業種とし、法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を除く。）を営む工場とする。 (1) 食料品製造業 (2) 飲料・たばこ・飼料製造業 (3) 繊維工業 (4) 木材・木製品製造業 (5) パルプ・紙・紙加工品製造業	

<p>揖保中地区 条例別表第3の5 の項</p>	<p>たつの市揖保町揖保中字東川原の一部で別図に示す区域</p>	<p>(6) プラスチック製品製造業 (7) ゴム製品製造業 (8) 窯業・土石製品製造業 (9) 鉄鋼業 (10) 非鉄金属製造業 (11) 金属製品製造業 (12) はん用機械器具製造業 (13) 生産用機械器具製造業 (14) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (15) 電気機械器具製造業 (16) 輸送用機械器具製造業 (17) その他の製造業 2 前項の建築物に附属するもの</p>	<p>令和4年3月8日</p>
<p>今市地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市揖保町今市字北垣内、字中垣内、字オノ前、字噂田、字西垣内、字下垣内及び字三反長の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>
<p>東用地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市揖保町東用字荒神元、字土井、字川原田、字薬師下、字村東及び字久保田の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>
<p>萩原地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市揖保町萩原字道ノ下、字津久田、字門田及び字樋ノ向の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>
<p>真砂地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市揖保町真砂字砂田、字脊戸田、字東川筋及び字内小河原の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>
<p>門前地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市揖保町門前字駒ヶ瀬、字蔵ノ久保、字菊田、字乗願寺、字門出、字荒神、字前田、字末森、字中スカ、字柳原、字横フケ、字上フケ、字観音堂、字国師門前、字松ノ後及び字長専寺の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>
<p>栄地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市揖保町栄字北ノ口、字ゲンヤ、字大神ノ西、字大神ノ東、字天神、字西辻、字西前、字前田、字大町、字松林、字吉西、字トウジブ、字宮ノ前、字宮ノ後、字宮西大門及び字西川原の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>

西構地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町西構字神尾フケ、字下神尾畑、字土井釜ノ上、字神尾川向、字神尾畑、字穴田、字大前田、字高関、字荒神、字熊石、字樋、字久保、字高橋、字東前田、字大町、字北屋敷、字堀端、字鍵田、字長田及び字東畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
広山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町広山字丁田、字横枕、字井ノ下、字利喜蔵、字観音寺、字村後、字江古、字行藤、字西垣内、字村前、字宮ノ前、字フケ、字御館前、字馬場崎、字宮ノ後、字金剛寺及び字天神の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
高駄地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町高駄字光正寺、字八ヶ井、字沖代、字小宅田、字荒神元、字寺尾田、字樋詰及び字大水口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
上沖地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町上沖字三反田、字大町、字七右衛門田掛り及び字五反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
上沖地区 条例別表第3の6 の項	たつの市誉田町上沖字分ケ町の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成28年3月15日
長真地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町長真字東前田、字六反田、字東大町及び字西前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
長真地区 条例別表第3の6 の項	たつの市誉田町長真字西大町の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成28年3月15日
下沖地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町下沖字道添、字円區、字堂近、字上垣内、字下垣内、字久保及び字三條河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
		(地域産業発展型) 1 建築することができる建築物は、次に掲げる事業（業種は日本標準産業分類による業種とし、法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を除く。）を営む工場とする。 (1) 食料品製造業 (2) 飲料・たばこ・飼料製造業 (3) 繊維工業	

<p>下沖地区 条例別表第3の5 の項</p>	<p>たつの市誉田町下沖字三條河原の一部で別図に示す区域</p>	<p>(4) 木材・木製品製造業 (5) パルプ・紙・紙加工品製造業 (6) プラスチック製品製造業 (7) ゴム製品製造業 (8) 窯業・土石製品製造業 (9) 鉄鋼業 (10) 非鉄金属製造業 (11) 金属製品製造業 (12) はん用機械器具製造業 (13) 生産用機械器具製造業 (14) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (15) 電気機械器具製造業 (16) 輸送用機械器具製造業 (17) その他の製造業 2 前項の建築物に附属するもの</p>	<p>令和4年3月8日</p>
<p>片吹地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市誉田町片吹字丁田、字中ノ森、字栗坪、字戌亥角、字村東、字久保、字岸ノ上及び字岸ノ下の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>
<p>井上地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市誉田町井上字沖代、字ゴセガ坪、字西垣内、字藤田、字沖ノ元、字岩山及び字前田の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>
<p>福田地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市誉田町福田字壹町田、字片岡、字小川原、字嶽ヶ端、字松ノ内、字前田、字谷口、字尾狭、字天神及び字大津庵の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>
<p>内山地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市誉田町内山字山西、字山鼻、字アミヤ田、字笹山田、字王子ヶ谷、字池ノ下、字ドウカ谷及び字小松ノ元の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>
<p>筒井地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市神岡町筒井字北芋、字茶ノ木畑ヶ、字東畑ヶ、字垣ノ内、字久保田及び字梅ノ木の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>

上横内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町上横内字寺ノ内、字弓田、字川原、字長田、字久保田、字柿木筋及び字三反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市神岡町上横内字寺ノ内、字弓田、字長田、字久保田及び字三反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
西鳥井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町西鳥井字村裏、字茶園、字村前、字中川原及び字往来ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市神岡町西鳥井字村裏及び字村前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
横内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町横内字西願、字村境、字寺開、字道ノ下、字鍛冶屋田、字久保田及び字川原田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市神岡町横内字寺開の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
北横内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町北横内字木瓜原及び字河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市神岡町北横内字河原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
奥村地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町奥村字村西田及び字畑ヶ田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
		(幹線道路活用型) 1 建築することができる建築物は、次に掲げる事業(業種は日本標準産業分類による業種とし、法別表第2(る)項第1号に掲げる事業を除く。)を営む工場とする。 (1) 食料品製造業 (2) 飲料・たばこ・飼料製造業 (3) 繊維工業 (4) 木材・木製品製造業 (5) パルプ・紙・紙加工品製造業 (6) プラスチック製品製造業 (7) ゴム製品製造業	

<p>奥村地区 条例別表第3の5 の項</p>	<p>たつの市神岡町奥村字畑ヶ田の一部で別図に示す区域</p>	<p>(8) 窯業・土石製品製造業 (9) 鉄鋼業 (10) 非鉄金属製造業 (11) 金属製品製造業 (12) はん用機械器具製造業 (13) 生産用機械器具製造業 (14) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (15) 電気機械器具製造業 (16) 輸送用機械器具製造業 (17) その他の製造業 2 倉庫（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。） 3 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するもの又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供するもの 4 前3項の建築物に附属するもの</p>	<p>令和4年3月8日</p>
<p>西横内地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市神岡町西横内字三味橋、字村西、字村屋敷、字梨ノ木田、字黒田、字山鼻、字八反町、字荒神田及び字澤田境の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>
<p>大住寺地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市神岡町大住寺字大源寺西、字西大源寺、字中大源寺、字大源寺東、字小山、字田河原、字裏山、字山ノ前、字奈良谷、字諏訪ノ前、字今宮及び字本郷寺の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>
<p>大住寺地区 条例別表第3の6 の項</p>	<p>たつの市神岡町大住寺字小山の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の8の項に規定する建築物</p>	<p>平成28年3月15日</p>
<p>東糺崎地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市神岡町東糺崎字西出子、字東出子、字伯母端、字殿垣内、字門田、字鍵田、字萬行及び字小那田の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>

沢田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町沢田字宮ノ前、字上 与、字中与及び字下与の各一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
入野地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町入野字井口、字峠、 字殿岡山、字宮垣内、字丁田、字出 張、字大開、字南山、字森ノ木、字 道心及び字淵ノ元の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
寄井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町寄井字北角、字村中 筋、字胡麻田、字出張、字西田、字 東殿岡、字藤山、字南山、字中筋及 び字瀧ノ下の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
田中地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町田中字北川原、字大 開、字古瀬垣内、字荒神畑、字田淵、 字道信、字岸下、字押水、字後新田、 字這上り、字山田、字尾ノ崎及び字 山ハタの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
追分地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町追分字東山、字大谷 口、字箱谷、字上懸り、字村西、字 檜、字屋敷、字前田、字茶山及び字 鶉谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
追分・野部地区 条例別表第3の5 の項	たつの市神岡町追分字大谷口の一部 及び神岡町野部字早山の一部で 別図に示す区域	(地域産業発展型) 1 建築することがで きる建築物は、次に 掲げる事業(業種は 日本標準産業分類に による業種とし、法別 表第2(る)項第1 号に掲げる事業を除 く。)を営む工場とす る。 (1) 食料品製造業 (2) 飲料・たばこ・ 飼料製造業 (3) 繊維工業 (4) 木材・木製品製 造業 (5) パルプ・紙・紙 加工品製造業 (6) プラスチック製 品製造業 (7) ゴム製品製造業 (8) 窯業・土石製品 製造業 (9) 鉄鋼業 (10) 非鉄金属製造業 (11) 金属製品製造業	平成28年3月15日 (令和4年3月8日)

		(12) はん用機械器具製造業 (13) 生産用機械器具製造業 (14) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (15) 電気機械器具製造業 (16) 輸送用機械器具製造業 (17) その他の製造業 2 前項の建築物に附属するもの	
野部地区 条例別表第3の3の項	たつの市神岡町野部字西松、字四十代、字中ノ口、字往來ノ上、字玉川原、字横内、字茶園、字往來ノ下、字河原垣内、字高尾、字村前、字悪田、字山田及び字村北の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
半田地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町半田字堂ノ前、字地獄町、字梅ノ木、字實入、字楠、字横辻、字長田、字中町屋、字上楠、字中下川原、字東川原、字東町屋、字椿、字新田、字西町屋、字辻姫、字田淵原及び字前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
野田地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町野田字菜洗場、字寺ノ東、字高畑ヶ、字前河原、字田中、字六反田、字西谷、字宮ノ前及び字丁満の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
新在家地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町新在家字古屋敷、字辻ノ内、字岸之上、字石原、字横田、字岡池、字惣屋敷、字堂垣内及び字下畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
養久地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町養久字此ノ下、字下瓜、字堂田、字深田、字村中、字蓮部山及び字谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
本條地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町本條字塚ノ本、字蓮部、字川田及び字二丁田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
二塚地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町二塚字紺屋谷、字大上金、字北畑、字鳥阪、字山田、字廻リコタ、字立見、字馬杭、字山崎、字水谷、字下竹原及び字深田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

片島地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町片島字塚本、字上海元、字中西町、字田淵、字西土井、字長藪、字大福寺、字西出口、字出口、字下海元、字蛭田、字岩田及び字大目の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
片島地区 条例別表第3の5 の項	たつの市揖保川町片島字本堂越及び字池之奥の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成28年3月15日
正條地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町正條字腰ヶ坪、字横越、字桧皮田及び字山王の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
山津屋地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町山津屋字苗代、字東垣内、字西垣内及び字和佐田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
黍田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町黍田字道ノ下、字前田、字六反田、字川原、字向苗代、字西向畑、字井ノ元、字坂ノ元、字北畑、字ヲク池ノ下及び字廣畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
原地区 条例別表第3の2 の項	たつの市揖保川町原字藪之内の一部で別図に示す区域	(国道2号沿道施設集約型) 次に掲げる建築物で地階を除く階数が2以下のもの 1 法別表第2(は)項第5号に規定されているもの 2 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店で、市内生産物を販売する売場(その売場の床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50㎡以上で、かつ、地域振興に資すると市長が認めるものに限る。)を常時設置するもので延べ面積が1,500㎡以下のもの	平成30年4月20日
原地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町原字高芝、字千本、字高畑、字中町、字西町、字堂田、字繩手ノ上、字田灘、字繩手ノ下、字東町、字東山下、字新溝、字八ヶ坪、字佛谷及び字荒神の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
大門地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町大門字川ノ上、字西ノ坊、字池ノ坊、字宝積坊、字若宮、字前田及び字池田の各一部で別	旧条例別表第3の1の	平成22年1月8日

の項	図に示す区域	項に規定する建築物	
<p>大門地区 条例別表第3の5 の項</p>	<p>たつの市揖保川町大門字若宮、字縄手添及び字前田の各一部で別図に示す区域</p> <p>たつの市揖保川町大門字東中ノ坪の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の6の項に規定する建築物</p> <p>(地域産業発展型)</p> <p>1 建築することができる建築物は、次に掲げる事業（業種は日本標準産業分類による業種とし、法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を除く。）を営む工場とする。</p> <p>(1) 食料品製造業</p> <p>(2) 飲料・たばこ・飼料製造業</p> <p>(3) 繊維工業</p> <p>(4) 木材・木製品製造業</p> <p>(5) パルプ・紙・紙加工品製造業</p> <p>(6) プラスチック製品製造業</p> <p>(7) ゴム製品製造業</p> <p>(8) 窯業・土石製品製造業</p> <p>(9) 鉄鋼業</p> <p>(10) 非鉄金属製造業</p> <p>(11) 金属製品製造業</p> <p>(12) はん用機械器具製造業</p> <p>(13) 生産用機械器具製造業</p> <p>(14) 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>(15) 電気機械器具製造業</p> <p>(16) 輸送用機械器具製造業</p> <p>(17) その他の製造業</p> <p>2 前項の建築物に附属するもの</p>	<p>平成28年3月15日 (令和4年3月8日)</p>
<p>神戸北山地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市揖保川町神戸北山字岸ノ下、字竹ノ下及び字道上下の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日</p>

馬場地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町馬場字堂ヶ鼻、字北山、字黒屎、字村中北、字北ノ田、字前田、字村南、字河原及び字東ラの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
金剛山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町金剛山字札場前、字西澤、字大畑、字宮ノ前、字瀧ノ前及び字黒岩の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
浦部地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町浦部字上狹間、字梶田、字堀田、字瀧、字鶴野目、字西羅田、字下狹間及び字屋敷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
袋尻地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町袋尻字五反田、字大畑ヶ、字カワヤ、字大ヒノ下、字カワヤ前、字横田、字山ヶ鼻、字大久保浦、字大久保東、字砂田、字万所垣内、字清水浦、字大久保、字上ノ谷、字岩駒、字池ノ元、字谷山、字邨ノ浦、字邨ノ西、字邨ノ前、字ハサマ、字垣内、字東垣内、字泉水田、字清水前及び字カワヤ後の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
市場地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町市場字前田、字新開、字久保、字五軒屋、字西開、字茶ノ木、字構、字上河原及び字平田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日



兵庫県告示第274号

平成22年兵庫県告示第24号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

表（加東市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（加東市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
山国地区 条例別表第3の3 の項	加東市山国字前ヶ谷、字東原、字南中谷、字小山、字ヲタンバ、字本手塚、字東野、字ババ、字ハコキ及び字ノ田の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
松尾地区 条例別表第3の3 の項	加東市松尾字土井ノ下、字野カヤ、字山ノ内、字山西、字下土井ノ下、字井ノ谷ノ内、字長燈籠、字丁田、字平塚、字清水、字北角及び字南土井の各一部で別図に	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)

	示す区域		
出水地区 条例別表第3の3 の項	加東市出水字神田、字芦原、字前田、字前ノカチ、字井ノ尻、字竹ノ下、字南古河、字北西ノカチ、字南西ノカチ、字岸ノ下、字神水及び字久語ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
出水地区 条例別表第3の5 の項	加東市出水字北高畦の一部及び田中字茶屋ヶ本の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成29年7月14日
田中地区 条例別表第3の3 の項	加東市田中字中才、字竹ノ下、字杉ノ本、字起田、字狐田、字蓼原、字清水ノ本、字中之坪、字北中才、字上松、字六貫田、字堀ノ本、字堂開地、字瀬イ根及び字梨子ノ本の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
鳥居地区 条例別表第3の3 の項	加東市鳥居字松ヶ鼻、字前之笠、字三明、字清水、字狭子及び字操嶋の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
貝原地区 条例別表第3の3 の項	加東市貝原字苗代、字南垣内、字居垣内、字溝向へ及び字中垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
野村地区 条例別表第3の3 の項	加東市野村字鎌田カチ、字藪下、字屋敷、字権宮、字末道、字前、字大歳前、字奥門場、字出口、字釜土、字フロ、字内町、字北條、字神子ノ芝、字柿ノ木、字船戸カチ、字川ノ上、字若宮、字溝コ、字久語、字ヌクイ、字古手多、字七反畑及び字大將軍の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
西垂水地区 条例別表第3の3 の項	加東市西垂水字観音寺、字津久田、字北安、字村相、字屋加之上及び字番茶の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
窪田地区 条例別表第3の3 の項	加東市窪田字家長、字上ノ池、字前田、字池町及び字ヤカノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
家原地区 条例別表第3の3 の項	加東市家原字内カイチ、字池ノ内、字中ノ堂、字大將軍、字大坪、字庄幸、字堂ノ東、字堂ノ本、字南田、字落雲、字岸ノ上、字下河原、字八幡、字永良池及び字ハサコの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
梶原地区 条例別表第3の3 の項	加東市梶原字前垣、字大道、字裏垣、字御墓、字前藪及び字辻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)

沢部地区 条例別表第3の3 の項	加東市沢部字尼ヶ池下、字北山、 字ハザコ、字北大才、字片山、字 南開地、字弥谷尻、字塩カラ、字 依国谷、字下芝開地、字橋詰、字 北開地、字西開地、字置土井、字 大坪、字垣塚、字村前、字前出口 及び字戸井ノ内の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
沢部地区 条例別表第3の5 の項	加東市沢部字大坪及び字塩カラ の各一部で別図に示す区域	旧条例第3の5の項に 規定する建築物	平成24年3月30日
福吉地区 条例別表第3の3 の項	加東市福吉字東幸田、字西幸田、 字東村間、字村前、字西村間、字 下三代坊及び字中田の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
上田地区 条例別表第3の3 の項	加東市上田字鳥木、字東カジロ、 字梶ノ本、字上石、字中才、字八 幡ノ本、字坪井、字手柄、字座當、 字東ゴ、字馬渡り、字カジロ、字 高町、字稲次、字行長、字田井中、 字ミソコ、字八王寺、字中條、字 馬場、字宮ノ下、字城ノ本、字大 西及び字五本松の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
大門地区 条例別表第3の3 の項	加東市大門字平松、字中ノ垣内、 字川ノ上、字中野、字堂ノ垣内、 字三草田、字松ヶ本、字大塚、字 北池ノ尻、字ハタホコ、字大芝、 字久ドノ木、字中田、字北畑ヶ、 字西浦、字居垣内及び字藪ヶ下の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
西古瀬地区 条例別表第3の3 の項	加東市西古瀬字大年の西、字大年 の前、字中曾根、字辻ノ東、字辻 ノカチ、字辻ノ南、字フジ坂、字 イノ坂上、字竹ノ前、字堂ノ前、 字末広、字東門、字イノ坂下、字 松ヶ崎、字南ノ上、字畑ヶ田、字 道バタ、字郷之端、字橋之本、字 郷ノ元、字梁ノ上及び字石ノ戸の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
中古瀬地区 条例別表第3の3 の項	加東市中古瀬字居ガイチ、字谷 田、字堂ノ後、字北門、字村西、 字岡ノ花、字林崎、字小池、字柚 ノ木、字荒内及び字タナシの各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
東古瀬地区	加東市東古瀬字中人、字ハダコ、 字東畑、字長箴、字松ノ谷、字石 橋、字江戸、字正前、字宿田、字	旧条例別表第3の1の	平成22年1月8日

条例別表第3の3の項	太中、字鴨原、字竹ノ下、字東買元、字埜添、字宝田、字蔵ノ坪、字中ノ坪、字坊ノ上及び字中カチの各一部で別図に示す区域	項に規定する建築物	(平成24年3月30日)
東古瀬地区 条例別表第3の5の項	加東市東古瀬字七角の全部、字宿田、字西買元及び字枯木の各一部で別図に示す区域	旧条例第3の5の項に規定する建築物	平成24年3月30日
屋度地区 条例別表第3の3の項	加東市屋度字ネギ、字家ノ西、字無セノ本、字内田、字大年ノ東、字東カイ本、字大縄場、字小芝、字姥ケ上、字家ノ下、字田中谷、字西垣内、字ヒョウ及び字高町の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
東実地区 条例別表第3の3の項	加東市東実字中ノ東、字内山、字北山、字宮ノ西、字前カチ、字北カチ、字池ノ内、字大辻、字西ノ前、字五良塚、字備中坂ノ北、字新田、字松本、字西山及び字大カチの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
上久米地区 条例別表第3の3の項	加東市上久米字大年ノ下、字佃田、字寺ノ下、字ヨキ峠、字中所、字岩ケ下、字池ノ尻、字シブレ、字北小谷、字木谷、字横田、字谷田、字中畑、字少分谷及び字北山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
下久米地区 条例別表第3の3の項	加東市下久米字鹿野、字田中、字下川原、字下田、字キシ本、字中曾根、字谷、字大谷、字山崎、字ヒノ口、字宮ノ下、字オノ田、字菅谷及び字片山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
久米地区 条例別表第3の3の項	加東市久米字講田、字前谷、字清水、字腰前、字鐘搦、字友草、字砂田、字高井、字大垣内、字並田及び字中山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
上三草地区 条例別表第3の3の項	加東市上三草字陣屋外、字川ハタ、字鳥居の本、字寺ノ垣内、字松村、字木戸、字権田、字梶谷、字善尾寺、字神町、字城根垣内、字歳ノ神、字米山口、字池ノ尻、字大年ノ下、字宮ノ下、字深田、字一の瀬、字岩戸及び字陣屋裏の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
下三草地区 条例別表第3の3の項	加東市下三草字茶屋ノ前、字七尺田、字門ノ坪、字堂ノ前、字川ノ上、字北カチ、字三ノ尾、字諏訪ノ下及び字三草野の各一部で別	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)

	図に示す区域		
木梨地区 条例別表第3の3 の項	加東市木梨字向井田、字馬渡り、 字西原、字南原、字中原、字大井 恋口、字川ノ下、字中筋、字土井 ノ内及び字和田の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
藤田地区 条例別表第3の3 の項	加東市藤田字下カイチ、字藪下、 字カイチ、字出口及び字宮ノ下の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
牧野地区 条例別表第3の3 の項	加東市牧野字前カチ、字赤田、字 中ノカチ、字ホソド、字中ソネ、 字沢及び字奥ノカチの各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
吉馬地区 条例別表第3の3 の項	加東市吉馬字ココキノ上、字行人 塚、字尾通り、字中島、字池下、 字村西、字居カチ、字宮ノ下及び 字小丸山の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
光明寺地区 条例別表第3の3 の項	加東市光明寺字カヤジリ、字東明 谷、字西明谷及び字中田の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
上滝野地区 条例別表第3の3 の項	加東市上滝野字宮ノ前、字西野、 字宮ノ上及び字小滝の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
河高地区 条例別表第3の1 の項	加東市河高字稲部の全部、字大谷 口、字内田、字蛭田、字下川原田、 字宮ノ本、字八寸及び字下ノ池の 各一部で別図に示す区域	1 建築基準法別表第 2 (イ) 項第1号及び 2号に規定されてい る住宅で、敷地面積 が200㎡以上である もの 2 建築基準法別表第 2 (イ) 項第3号に規 定されている共同住 宅等 3 建築基準法別表第 2 (ハ) 項第5号に規 定されている店舗等 4 建築基準法別表第 2 (イ) 項第4号から 第9号まで、(ハ) 項 第2号から第4号ま で、第7号及び第8 号に規定されている 公共施設等 5 雇用及び就業の機 会の創出に資する事 業所で、その周辺の 地域における環境の	平成24年3月30日

		保全上支障がないと認められるもののうち、地域振興のため特に必要があると市長が認めるもの	
河高地区 条例別表第3の3の項	加東市河高字浦山、字山中、字中条、字前田、字溝ノ上、字片山、字西ノ前、字横大道、字千原、字横山、字小宮、字堂ノ前、字中村、字蔵ノ前、字小嶋、字小入、字八寸、字宮ノ本、字下川原田、字蛭田、字堂ノ元、字宮ノ下、字長尾、字溝越、字昆布方、字尾ノ上、字下平木、字オケ谷、字安取道北、字安取道南、字梅ヶ坪、字大谷及び字トイツメの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
高岡地区 条例別表第3の3の項	加東市高岡字坂ノ上、字順礼道一法、字南青ノ山、字青ノ山、字庚申前、字道池北、字庚申裏、字別府道北ノ東、字北条道南谷、字市坂、字富家道南天神池下、字山裏道北、字大谷東、字両平池之南、字弁才天、字赤山、字北中山、字中山、字順礼道北宮東、字順礼道北宮ノ裏、字順礼道八坂、字順礼道南新池ノ上、字順礼道南宮ノ前、字別府道北ノ西、字北条道南西端、字北条道南鶴ハミ、字北条道北西、字北条道南中嶋西、字北条道北吸田谷、字北条道南中島、字北条道北大谷西、字北条道北大谷中、字北条道南黒岡、字北条道南天船、字富家道北東、字富家道南東及び字富家道北黒石の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日) (令和4年3月8日)
	加東市高岡字順礼道北宮東、字順礼道北宮ノ裏、字順礼道八坂及び字富家道北東の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
穂積地区 条例別表第3の3の項	加東市穂積字松ノ上、字内町、字堀池、字下屋敷、字山際、字高町、字岩見方及び字甘ヶ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
稲尾地区 条例別表第3の3の項	加東市稲尾字天満尾、字中嶋、字赤ハゲ、字東尾崎、字中山及び字中須の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)

曾我地区 条例別表第3の3 の項	加東市曾我字六蔵、字辻ノ内、字池田、字出口、字蒲田、字山ノ下、字四ツ石、字北四ツ石、字上ノ垣及び字前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
多井田地区 条例別表第3の3 の項	加東市多井田字キタン田、字畑ヶ田、字滝ノ上、字東沢、字向山、字上ノカチ、字鯛ノ山及び字中芝の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)



兵庫県告示第275号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月8日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加西市坂本町字大池ノ内999—1及び同市坂本町字猫尾1026
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
坂本町地区	加西市坂本町661—1

- 3 指定する理由
加西市坂本地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第276号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R03淡路位置 0007号	4.2.24	洲本市桑間字堂ノ本598番1の一部、599番1の一部	6.0 4.35～4.65	55.38 20.42

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社 一宮産業	宍粟市一宮町上岸田171	令和4年2月1日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン姫路
 所在地 姫路市今宿2017-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 山西泰明
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ビーユー 大阪市西成区梅南一丁目7番31号 水江 充
 株式会社良品計画 東京都豊島区東池袋四丁目26番3号 松崎 暁
 株式会社フォレスト 大阪市中央区安土町三丁目3番2号 近藤 英丈
 外26者
 - (2) 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ビーユー 大阪市西区立売堀四丁目5番7号 水江 充
 株式会社良品計画 東京都豊島区東池袋四丁目26番3号 堂前 宣夫
 株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 坂下 和志
 外25者
- 4 変更年月日
 令和3年12月3日ほか
- 5 届出年月日
 令和4年2月15日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
 令和4年3月8日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和4年7月8日
 - (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町二子字西垣270番1、271番1、272番1、273番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
明石市二見町西二見16番地の1
株式会社兵庫ハウジングサービス 代表取締役 淵脇州平
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年8月23日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-14号（3播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町古田二丁目464番1、464番2の一部、465番1、465番3、465番5、464番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町平野480番地
有限会社関西住宅センター 取締役 秋山功男
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年6月3日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-23-2号（2播磨）

正 誤

○令和3年11月30日付け（兵庫県公報第3号外）

令和3年兵庫県選挙管理委員会告示第127号（日本共産党兵庫・長田・北地区委員会）欄中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
53	下から17	1 収入総額 55,671,990	1 収入総額 55,613,590
	下から15	本年収入額 42,760,216	本年収入額 42,701,816
	下から11	寄附 16,569,186	寄附 16,510,786
	下から10	個人分 16,569,186	個人分 16,510,786
54	下から10	年間5万円以下のもの 10,558,214	年間5万円以下のもの 10,499,814